

第8回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年6月29日（月）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年6月29日（月）午前11時56分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 永徳 省二君 3 番 佐藤 武君 7 番 大口 浩志君
8 番 治徳 義明君 13 番 福木 京子君 15 番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 副 参 事 逢坂紀美子君
- 7 協議事項 1) 条例案の検討
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○小委員長（佐藤 武君） おはようございます。

それでは、第8回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会を開会します。

皆様方には、6月定例終了ということで、大変お疲れのところをお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

引き続き倫理条例のこれからの問題点等を御指摘をいただきながら、執行部のほうとの法制違反の調整も必要ですので、前回の委員会で御案内申し上げましたように、問題部分、確認をしたい部分について、それぞれ皆さん条例案を読んできていただいて、それぞれ御発言をいただきたいというふうをお願いしておりましたので、そのあたりについてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、どうしましょうかね。順次、1つ1つ行きましょうか。

○副小委員長（岡崎達義君） 1つ1つ行ってもらって、この黒網かけのところから。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

それでは、もう条例案の前文からどんどん行きましょうか。それでいいですか。いいですね、申しわけない。ちょっとふわふわしてまして、申しわけない。

まず、前文は特に問題はないと思ひますが、私ちょっといいですか。

解説のところでは4行目、最後のほう、「規定を置いてはありますが」ということなんです、これはどなんですかね。「定めてはありますが」という、ちょっとどっちかなと思ひたんですが。

○小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 解説なんじゃから、これでええんじゃねんか。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

○小委員（大口浩志君） 解説なんじゃけん、解説の文言を1個1個ああじゃこうじゃと言うてもんでいきよったら、前へ行けないんじゃないか。

○副小委員長（岡崎達義君） そうしましょうよ。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

ただ、解説でもやっぱり問題というか、直すところは直したほうがいいと思ひるんだけど、そういう御指摘なんです。

それじゃあ、行きましょうか、はい。

○副小委員長（岡崎達義君） とりあえず黒網かけのところだけ行きましょう。

黒網かけのところ、「規定を置いてはありますが」というところから。

○小委員長（佐藤 武君） それでは、2ページの市長等の責務ね。

○副小委員長（岡崎達義君） 3ページ。

○小委員（福木京子君） 委員長。

今の前からの確認で、漢字にちゃんと直つとるから、ここはええんですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 全部直して下さつとるから。

○小委員（福木京子君） はい、それはもう……。

○小委員長（佐藤 武君） 赤の部分ですか。

○小委員（福木京子君） はい。だから、確認しながら行ってください。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、これはもう、赤は……。赤も行きますか、黒枠の部分と。

○小委員（福木京子君） 確認だけか。

○小委員長（佐藤 武君） どうするのか。

○副小委員長（岡崎達義君） もうよろしいです。

○小委員長（佐藤 武君） いいですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 法制がちゃんと直して下さつとる。

○小委員長（佐藤 武君） そうしたら、2ページの黄色もいいですね。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 3ページの市長等の責務、第3条ね。

議長に対し報告しなければならないというところで、法制のほうから……。

○副小委員長（岡崎達義君） 新しいのが来とるでしょう、直してくれたもの。

○小委員長（佐藤 武君） これかな。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） これがきょうお渡ししたやつ。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、きょうの。これね。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） 一応、この赤字は字句なんで、もう全部黒字にして。

○小委員長（佐藤 武君） はい、失礼しました。

「議長に対し報告しなければならない」ということに対して、この後の「審査委員の手續等の流れはありませんが?」、「議長に報告するだけですか?」、「例えば、議長から議運に報告する等」という御指摘があります。

○小委員（福木京子君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） ここの分は市長等の責務のところでしょう。この題は、この文言は。じゃから、「例えば、議長は議運に報告する等」というような文言を書くようにすることはないでしょう。そうすべきじゃない、市長等の責務のことを書いとるんじゃから。

○副小委員長（岡崎達義君） それは意見じゃから。

○小委員（福木京子君） そう思います。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それなら、もうこれは要らないですね。

じゃあ、5ページ。

宣誓書の提出義務、この条例を遵守する旨の宣誓ということで、この条例の当否を含めて議会で議論する立場にありますので、条例を遵守する旨の宣誓を義務づけることについてはさまざまな考えがあるところだと思います。

これについて御意見をどうぞ。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 逢坂議会事務局副参事。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） 前回のときもこの話になって、ここがちょっと最初の肝だから、どういう意図なのか、書いた人に確認をとということで発言があったと思うんです、前回のときに。それで、一応聞いてまいりましたら、書かれた意図は、例えばこの条例の廃止をうたって当選した議員さんがいた場合、その議員に宣誓書の提出を促すのは難しいのではないですかという意味で書かれたそうです。

以上です。

○副小委員長（岡崎達義君） はい、確かに。

○小委員（治徳義明君） それがさまざまな意見と。1つだけか。いやいや、さまざまな意見といたら、さまざま……。

○小委員（大口浩志君） だから、今のが一番極端な事例を言うてくれたということにならんといいんじゃろう。

○小委員長（佐藤 武君） 極端な事例、それだけ。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） そういうようなことも考えられませんかという。

○小委員長（佐藤 武君） 法制の担当はね。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 宣誓書の提出なんですけれども、この宣誓書の提出というのは、他市の条例案では宣誓書を出すところまで規定してないところもありますね。

だから、議員に当選して宣誓書を逆に提出する必要もないんじゃないかなと。いわゆる赤磐市の倫理条例として宣誓、議員の倫理条例として制定する以上は、当然この条例にのっとっていくわけですから、宣誓書も何も提出する必要がないということで、私自身はこの項目、規定は削除してもいいんじゃないかなと、逆に。そうしたら、何で宣誓書を出さなきゃいけないのらということも指摘する議員もおらんわけですし、当然赤磐市の倫理条例ということですので、議員の。だから、当然これに従うべきですよということなんで、もういっそ取ったらどうかと、私はちょっと考えたんですが。

永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 反対です。それだったら、こういう倫理条例をつくること自体必要

がないというふうになると思いますので、私は必要やなと思います。それで、さっき逢坂さんが説明されましたけど、恐らくこれを反対するという公約を立てて立候補する議員がいるとはほとんど思えないと思います。

○小委員長（佐藤 武君） ほとんどいない、いないと思うけどわからない。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） 先ほどの立候補前の公約との整合性ということだったようなんですけど、1番は何かがあった際に、私は宣誓書に署名していないと、縛られないという発言がないようにするためには、委員長がおっしゃられたこの提出義務、もうもともと条例としてあるんだと、赤磐市に。という原点で、わざわざ確認まですることはないという趣旨で、1番は俺は宣誓してないんだから縛られることはねえという、変なやりとり……。

○副小委員長（岡崎達義君） 逆に言えばね。

○小委員（大口浩志君） を防ぐためには、委員長がおっしゃられるように削除と。

要するに理由は、もう条例として決まってるんじゃから、守るのは当たり前と。例えば、日本の法律とかでいっても、俺はそんなの知らんがなとって言ったところで、こうなるのはこうなるし、交通違反も捕まるのは捕まるしということで、私は今さっきおっしゃられた、逆に提出義務を省略した際の影響というか、危惧がまた次に法務の関係から出るんであれば、それはちょっと確認しておきたいなとは思いますが。

○小委員（治徳義明君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 私も要は現実の話として、宣誓書を書かなかった議員がおったときに、もう始末がつかなくなる可能性が高いんじゃないか、何回か全協で話したときに、その人が書くか書かんかは別として、そんな趣旨の話をされた議員さんがいらっしゃるんで、何でもそこまでせにゃいけないのかみたいな、もう恐らく原理原則で、条例だから守るべきじゃで締めたい方がいいんじゃないかなとは思いますが。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 私はここの条例っていうの、ほかの市のほうに出てるのは、恐らく地方公務員法なんかで宣誓義務がありますので、それをもとに議員もそういう宣誓義務があるんじゃないかなというふうに考えて、入れられてるんだと思います。

それで、永徳委員が言われるのももっともだと思うんですよ。片方ではそういう宣誓しない、俺は宣誓しない、だから守る必要がないんだっていうのが出てくる懸念もあるんで、ちょっと控えといて削除しといた方がいいんじゃないかなというふうには思います。そのほうがむしろ問題なく、これをずっと皆さんに受け入れていただけるんじゃないかなと思って。これがあつたために、いや、もうあの条例はちょっと私はっていうことになりかねないんで。まあそういうことですね。

- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員、よろしいですか、御意見は。
- 小委員（永徳省二君） 根本は反対。私は入れるべきじゃと思ってるんですけど。すいません。
- 小委員（福木京子君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 福木委員。
- 小委員（福木京子君） 木更津は、これは入っとるんだけど。
- 小委員長（佐藤 武君） 木更津ね。
- 小委員（福木京子君） その辺の最近つくるところでは、大体入っとるんか、それは入っていないか。どうですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 私が見た限りでは、木更津ぐらい。
- 小委員（福木京子君） だけか。
- 小委員長（佐藤 武君） はい、だけでしたよ。ほかの分は入ってない。
- 小委員（大口浩志君） 木更津も特別な案件だ。
- 宣誓書ぐらい書かそうやというて言ったんじゃねえかと、そう思います。
- 小委員（永徳省二君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） 木更津に負けないぐらい赤磐市ではいろんな大変なことが起こっているんで、むしろ入れるべきやと思います。
- 小委員（治徳義明君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） これの意見を言ってくれたのは、弁護士さんの先生ですか。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、法制担当の……。
- 小委員（治徳義明君） 法制関係でしょうか。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 小委員（治徳義明君） やっぱりさっき極端な例として挙げてましたけど、それ以外にもいろいろさまざまな考えがあるというのは、やっぱり法の専門家の意見じゃろうから、ここはもう無理する必要はないと思います。今副委員長が言ったように、これで条例が潰れるみたいな話もないことはないのです。
- 小委員（大口浩志君） 潰れることはねえじゃろう。
- 副小委員長（岡崎達義君） まあよろしい。
- 小委員長（佐藤 武君） それじゃああの……。
- 副小委員長（岡崎達義君） とりあえず外しましょうよ。
- 小委員長（佐藤 武君） とりあえず、はい、それじゃあ外すという……。
- 小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 外した際の影響、もしくはほかの歯どめを検討したほうがいいのなら、その辺のことも法務のほうに、申しわけないんですけど、再度確認をしていただけたらなと思います。

○小委員長（佐藤 武君） それで、前回は申し上げましたが、この法制に一応見ていただいて、それから問題点として法制の職員に来ていただいて、それでやりとりをしましょうと、確認をしましょうということがあるので、もし法制の担当が調整がつけば、そのときにこの外した際の問題点というものを確認をしたいと思いますが、それでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） はい。

いずれにしても外すということで行かせていただきますけれども、いわゆる宣誓書を書かんの、それなら条例を守らないということにはならないだろうし、宣誓書があることによって、逆にわしは書いてねえじゃないかというふうに、逃げの手が打たれることを防ぐという意味でも外したほうがいいのかなと。もう素直にええことですよというて、じゃあ条例も賛成しますという方ばかりじゃありませんので、そういうことで御了承ください。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） はい。

それでは、6ページ、議員の要請に対する記録、第6条ですね。

○副小委員長（岡崎達義君） それが第5条。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、これが第5条で、はい。第5条になります。順次繰り上がります。

いわゆる対応記録票の部分ですよ。対応記録票を執行部のほうは既に作成する義務というか、対応し作成、条例ではなくて要綱ですか。あれがあるということで、それとの区別がつきにくいという御指摘だろうと思います。その対応記録票とは別のものをつくるようなお願いというか、それをするのかどうかという規定だろうと思います。御意見をお願いします。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） これは蛇足みたいな情報だと思うんですよ。今でも対応記録票があるし、対応記録票も情報公開条例で出てくるわけですけども、それを一応確認という形でこれを入れといたほうがいいんじゃないかという。倫理条例だから、こういうことはしなければならないという、中には抜けてる部分もあるんですよ、結構、対応記録票が。だから、それをなくすためにも、こういうのを入れておいたほうがいいんじゃないかなとは思いますが、別に行政とそれ以外のものの区別がつきにくいって言うんですけど、一応対応記録票をつくっていただくということで、法務のほうにもこれを見ていただいているわけですか

ら、今度はきちっと対応記録票をつくっていただいて、そごのないようにしていただきたいなと思ってます。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） ここへ1項入れるということは、議員が何かの要請というたら、必ずもう対応記録票はきちっと書くというふうな意識というんか、それをきちっと持ってもらうという意味ではいいと思いますけどね。

○小委員長（佐藤 武君） 基本的に対応記録票というのは、つくるようにはなってます。そのつくったものについては、情報公開条例に基づいて公開請求をするんですけども、議員もやはり情報公開請求の上で請求をしないといけないということなんですけれども、これは議長から市長に対して作成するよう求めることになりますけど、どんなですかね。対応記録とは別形式で、独自の議長の要請に基づいて、もう有無を言わずにつくったものをいつでも議長が求めれば出せるという対応になりますか。

○副小委員長（岡崎達義君） じゃないですか。ちょっとよろしいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 事務局の方に聞きたいんですけど、対応記録の抜けてる部分というのは今まででもあるわけですか。だから、対応したけど、それを記録に残してないという部分。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 今まで各職員がどうしても書かなければならないものを書いていなかったというふうな、私は認識を持っています。

だから、それはここ最近見とる場合の問題でいろいろとやりとりをしている中で、それを残すことによって、要するに後の対応、個別の議員さんとの関係がぎくしゃくするのでつくってませんよって、言ってる職員もいますので、だからそれはだめなことであって、全てに対して要請であろうが、それ以外であろうが、一応やっぱり日記であろうが、メモであろうが、私は職員としたらつけておくべきだと思ってますので、そうしたところを改めてこれに書くことによって要請をするというふうに私はとっとったんです、この第5条については、はい、そう思っていました。

○副小委員長（岡崎達義君） 私もそう思います。

○小委員（治徳義明君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 僕もちょっと、よくわからないんですけど、対応記録票というのがどの程度、例えば佐々木議員さんのときに対応記録簿が残ってるやつと残ってないやつがあって、最初のやつは制度確認じゃと思って出しませんでしたと。過去のやつは、入札の絡みのやつはきちっと対応記録が残ったんですけど、前のやつは制度を確認をされたから、その制

度確認だからそういった記録は全く残ってませんというふうな御説明があったんですけども、対応記録票というのは議員がいろんなことを要望してきた全てを残すということですか、そういう意味合いなんですかね。ちょっとその辺がようわからないから。

○小委員長（佐藤 武君） そうだと思います。

○小委員（治徳義明君） 全てのことか。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○小委員（治徳義明君） 制度確認もか。

○小委員長（佐藤 武君） そう、そういうこと。

○小委員（治徳義明君） その辺であって、ちょっとごめん、こうなんだなというて感じたことも。

○副小委員長（岡崎達義君） それは違う。

○小委員（福木京子君） それは違うのか。それは確かめたら。

○小委員長（佐藤 武君） いや、ケース・バイ・ケースで……。

○小委員（大口浩志君） じゃから今も。よろしいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 福木委員のおっしゃられた雑談と線引きがだんだんだん、まず一番身近なところにおける事務局の方、議会事務局のね。いわゆる雑談と思うておる、単に例えばコピーを頼まれた、例えば何かを云々かんぬんという微妙な仕分けがより難しく、一番身近なところで言えば一番会話をするのは事務局の職員さんとのやりとりが多いでしょうから、それこそ変な表現ですけど、対応記録票を書くのに忙殺されて、変な仕事という表現もちょっと適切じゃないですけど、ここに書いてある区別がつきにくいっていう表現を法務のほうを書いてきてますけど、とりあえずは私が思うのは、これを書いてますよと、条例の中に。というぐらいの、よく岡崎委員が言われている、あえて突き詰めずにうとうとりますかなというぐらいのたてりぐらいのほうが、何か油が切れたような機械になりかねんのかなと。

○小委員長（佐藤 武君） ケース・バイ・ケースで、本当に選択するのは難しいかなと思います。確かにそこら辺でちょっと委員会、本会議の途中で執行部にお願いするケースも、ケース・バイ・ケースによったら対応記録票を残さなければならない内容であるし、必ずしもその職員のデスクのところへ行ってみて話したことだけを対応記録票に残すわけでもないの、そこら辺は本当に難しいなというふうに思います。

岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） ですから、そういう難しいのはもう執行部のほうに任せて、これは対応記録票を取るべきだということではきちっと取ってもらいたいということになりますわね。だから、ここをこういうふうに、これは第5条の中ですけど、第5条にこういうふうにするうことによって、ああ、これは対応記録票を取っかないとだめだなっていうふうな職員へ

の、どう言うてええんですか。

○小委員長（佐藤 武君） 啓蒙意識。

○副小委員長（岡崎達義君） 啓蒙的。

○小委員長（佐藤 武君） 啓蒙というか、意識づけか。

○副小委員長（岡崎達義君） 啓蒙っていうのは失礼だけど、うん。意識を持ってもらうのもいいんじゃないかなと思うんですけどね。

○小委員（治徳義明君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は、大部分は対応記録票をきちっとしてくださいよという意味合いですよと。別に対応記録票以外に、また議会に提出用の書類をつくれという意味じゃないですよということで、そういう意味でよろしいんですよ。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、先ほど局長が言われたように、対応記録票を取ってない部分がたくさんありますよと。その取ってない部分でも重要な部分があるわけですから、そこは職員の方にきちっと考えていただいて、これは必要だと思うところは十分に取っていただければという意味で、これを入れといたほうがいいと思いますね。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 今、岡崎委員が言われたのと一緒なんですけど、現実問題として対応記録票は書くよとということで、もう前市長の井上市長のと時から、もうちゃんと基準があるんですよ。あるにもかかわらず、今回の北川議員に対して全く書かれてないっていう現実問題があるわけですから、だからこういう文言を残して、ちゃんと逆に倫理条例上からも市の職員に対して、市長も含めて市の職員に対して、こういうのをちゃんと残してくださいよという意味合いで必ず必要なもんだというふうに僕は思います。

○副小委員長（岡崎達義君） そういう結論ですよ。

○小委員長（佐藤 武君） 要するに、今治徳委員も言われたんじゃないけど、対応記録票を残せということじゃなというふうな指摘でしたよね、今。だから、対応記録票というのは、いわゆる職員に定められた記録票を作成するものであって、要するにそれは情報公開条例に基づいて情報を公開しますよという手続上の問題があるんで、この第5条でいくと議長が市長に求めるということだから、その辺の整理をしとかなないといけないというふうに私は理解しとるんですが、どんなですかね。

○小委員（福木京子君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） だから、議会として市長に記録票を記録するように求める場合で、あくまでも市のほうは、やっぱりそれは、市職員はそこはどういうものを記録するかという辺

ぐらいはそちらに任さない。大事なものは、だからそこで研修もしていただかにゃいけんじやろうしね、職員も。じゃから、その辺の細かい、どこら辺まで書くかという辺は、もう余計なことですが。

○小委員長（佐藤 武君） だから、私が言っているのは、情報公開条例に基づいて開示請求でオープンになりますよということなんだけど、この分で行くと、議長が市長に求めて、すぐに開示請求しなくても出せるでしょうというふうにとられないかなということです。

○小委員（大口浩志君） それは文書を作成するように求めるんじゃないから……。

○小委員長（佐藤 武君） いや、情報公開条例に基づいたら、それですよ、手続は。

○副小委員長（岡崎達義君） まあ、確かにね。

委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、条文としてはこの第5条になるんですけど、第5条はこのままで置いといたほうがいいと思いますね。

○小委員長（佐藤 武君） 置いていいんですよ。置いていいけども。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、その結論でいきましょう。

○小委員（福木京子君） 指摘しとくということじゃろう。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） その結論というのは。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、もう「このままの要請と、それ以外のものの区別がつきにくいと思われます。」と書かれてますけど、ここはこのままで、「議長は、市長等に対応記録票の文書を求めるものとする。」と。

○小委員長（佐藤 武君） だから、情報公開条例に基づかないで、議長の場合はすぐに出せと言われたら出してくださいよということが……。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、それは違いますよ。

○小委員（大口浩志君） それは、ちょっと深読みし過ぎる。文書以上に。

○小委員長（佐藤 武君） いや、だから深読みというか、これはその指摘ですよ。僕はそれを理解しとる、そういうふうに。

○小委員（福木京子君） ここをどういうふうに直すかじゃなあ。そういうふうにとられないように。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、ここは作成だけですよ。

○小委員（大口浩志君） 作成したものを全部議長に出せということじゃねえで、これ。

○小委員長（佐藤 武君） 市長に求める、求めるんだけど、作成するよう求めるんだけど。

○小委員（大口浩志君） だから、出せなんかとは言ってない。出すのはもう。

○小委員長（佐藤 武君） 求めるんだけど。

○小委員（大口浩志君） ちょっと佐藤委員長の解釈は飛躍し過ぎじゃと思うよ。

○副小委員長（岡崎達義君） そうそう。

○小委員長（佐藤 武君） 求めるんだけど、いや、だって法制のほうが懸念してるのは、対応記録票とは別個ですよという感じで指摘されとるんだから、うん。そこら辺まで検討しとかなないと、法制担当はやっぱり回答ができにくいと思いますよ。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、ここでは法制担当の方は、対応記録票の整理が必要で、それと現状の対応記録票の公表は情報公開条例の規定に基づき公開となっていますと、別個だと思ってるんですけど、この条例では、議長が対応記録票、要請内容、対応記録票を作成するように市長に求めているわけですから、ちょっと法制のほうが、ちょっと深読みじゃないんかなというふうには思いますね。

だから、当然対応記録票を求めるときは、情報公開条例に基づいて求めないとだめなんですから、そういう要綱か規定かがあるわけですからね。それに基づいて求めるわけですから。だから、議長が出せて言って、そのまま出るわけのものじゃないですからね。

○小委員長（佐藤 武君） 別につくるやつですよ、これは。

○小委員（治徳義明君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 恐らく既に対応記録票のルールがあるのに、また新しい条例でつくれと言うんなら、別のことをせえと言うんですかみたいな問いかけじゃねえかなあ。

○小委員長（佐藤 武君） それもあるよ。

○小委員（治徳義明君） じゃあないですよ。ここへ対応記録票のことですというて書いときゃあ、いいじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） じゃから、対応記録票……。

○小委員（治徳義明君） 解釈に対応記録票をきちっとしてください。

○副小委員長（岡崎達義君） 説明を入れればいいわけじゃ。

○小委員長（佐藤 武君） 局長は、何か御意見ありますか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 5ページ、1ページ前に戻っていただいたら、そのことを解説の中でうたってるんです、実を言いますと。

この言い方として、「また」の上ですね。ここを多分法制担当は別様式ですかっというような意味合いでとっとるんじゃないかと私は想像してるんですけども。

○小委員長（佐藤 武君） はい、そうそう。

○議会事務局長（元宗昭二君） ただ、先ほど私が申し上げたように、「また」っていう以下の部分については、確かにちゃんとした対応記録票という意味合いでありますけども、その前文、「また以上」の上ですね、そこなんかは、先ほど私が言ったようにメモであろうが何であろうが、そういった証拠を私は残しておくべきだと思うので、全てに関して、この第5条の

ところで要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成するよう、市長とか職員に求めるというものなので、余りそこまで深く考えなくてもいいのかなってという気はしてたんですけども。

○副小委員長（岡崎達義君） そう思います。

○小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） この枕に書いてある、議員の要請に対する記録という趣旨で何かあったでしょうかといたら、記録がありますかというお願いはしてまっせというふうに読んどきゃあええんじゃないんですか。そこから先は、執行部側がどういう種類のものを残すかっていうのは、もう一々議員が執行部に向こうて、ああせえ、こうせえ言うて、手足を縛るようにはなつとらんと思うんですけどね。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、これはこのままで置いときましょう。

○小委員長（佐藤 武君） はい、それならそうしましょう。

○小委員（福木京子君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） この件は、この前の解説のところをつけるわけね。それとセットになつとるわけね。

○小委員長（佐藤 武君） そういうことです。

○副小委員長（岡崎達義君） 次は新しい第6条。

○小委員長（佐藤 武君） (3)ですね。市から補助金を受け、また受けようとする法人等、意見として区や町内会も含まれることとなります。受けようとする、ですから申請する時点で、結果として補助金に採択されなくても届け出が必要となります。議会事務局が全員分管理するのは大丈夫でしょうか。報告漏れが出そうな気がします。という御指摘です。

○副小委員長（岡崎達義君） 難しいな、これは。

○小委員長（佐藤 武君） 難しい、これは。

○小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） そのものの就業等の報告義務の一番の狙いというのは、何なんですかね。

○小委員長（佐藤 武君） それはあれでしょう、報告。企業に議員が、いわゆる社長とか代表する人が兼ねとつたらいろんな問題が発生するということで、これはもう本当にあれでしょう、そういうものを就任してませんよという報告を求めると。

○副小委員長（岡崎達義君） 解説にあるとおりだと。

○小委員長（佐藤 武君） うん。ただ……。

○小委員（永徳省二君） 委員長

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） この解説、意見にあります区、町内会というのは、法人等には僕は含まれないというふうに考えてるんですけど、法人というのは当然法人登録で、それで区、町内会ってというのは登録はされてませんから、明らかにこの法人等ってというのは区別していいと思います。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、町内会ってというのは市から補助金を受けてますから、この場合、例えば町内会で市のいろいろなこと、私、7丁目の町内会でちょっと昔あった話なんですけど、町内会が勝手に遊歩道をつくらうとしたわけです。それで、そのとき市のほうは強制的にもう何とかしてやろうという話があったし、それから町内会のほうは反対だったわけですよね。その場合、町内会長とか、そういう方が市の関係の人だったら、そっちのほうへ誘導されていくわけですよ。だから、そういうことを防ぐためにも、こういう規定が必要なんじゃないかなというふうに思ってるわけ。

だから、「市から補助金を受けたり、または受けようとする」っていうのが難しいところなんですけどね。補助金を受けてる関係では、やっぱり報告義務っていうのはあると思うんですけどね。

○小委員（治徳義明君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は報告義務で例えば報告しましたと。それで、報告しただけになるわけですか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、だから報告で、こういうふうに報告した上で何かについて問題が起こった場合は責任が生まれますよと。

○小委員（治徳義明君） 明確になるということですか。

○副小委員長（岡崎達義君） うん、そうです。だから、この「受けようとする」っていうのが将来的な話になってくるんで、ちょっと難しいなと思いますよね。受けてるんだったら、それはそれでいいけど。

○小委員長（佐藤 武君） 受けようとするというのは、例えば宝くじ補助金とかで当たったら、宝くじに当たったらもらえますよという感じかなと僕は理解したんだけど。

福木委員。

○小委員（福木京子君） 区や町内会が、これは議員が区長とか町内会長になった場合、町内の役員の場合はどうですか。

- 小委員長（佐藤 武君） 代表だからあれでしょう、町内会長でしょう。区長、町内会長。
- 小委員（福木京子君） だから、会長ですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 要するにその前文を見たら、支配、どう言うのか。
- 小委員（福木京子君） 代表者。
- 小委員長（佐藤 武君） 代表者ですからね。ただ、町内会長を議員がやっちゃいけないという法律は今のところないわけですが、それで当然町内会長を退いた後に顧問という形でやっ
てる議員もいます。だから、顧問も当然これに入るわけだから、とってやっぱり議員は市民
の方からいろんな相談を受けて、町内会についてもいろんな町内、区の発展のためには御尽
力、御協力くださいと言われることもある、それをむげに断れないという実情はあるというこ
とからすれば、ここが僕も非常に難しいなと思ったんですが。
- 小委員（治徳義明君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） これは報告するだけなんで、それはだめじゃというては書いてねえ
わけじゃから。
- 副小委員長（岡崎達義君） ただ、報告してくださいよと。
- 小委員（治徳義明君） 報告して、何かあったときに、あんたの責任ですよみたいな感じ…
…。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうそう、だからいいと思うんですけどね、このままで。
- 小委員長（佐藤 武君） いいですか。皆さんがよろしいということであれば、それは。
- 小委員（治徳義明君） ただ、ちょっと事例を出してもらわんと、わかりにくいというん
か。例えば、民間保育園の評議員じゃとかなんとか、俺も出すんか出さんのんか、それはよう
わからないですよ。
- 小委員長（佐藤 武君） 評議員という位置づけが、どこになるか。
- 小委員（治徳義明君） いろいろあるでしょう。
- 小委員長（佐藤 武君） 理事とかという方もいますよ、それは。
- 小委員（治徳義明君） 理事だとか、団体の理事じゃとか、僕らは山陽防犯組合に入っ
てま
すけど、一応役職的には監査に。
- 小委員長（佐藤 武君） 監査委員。
- 小委員（治徳義明君） 何か名前だけあるな、なつとる、一会員じゃけど。一会員じゃけ
ど、名前だけは何か。
- 小委員長（佐藤 武君） 役職はついてないのか。
- 小委員（治徳義明君） いや、じゃから何かつけるじゃないか、全部。
- 小委員長（佐藤 武君） うん。いいですか。
- 大口委員。

○小委員（大口浩志君） まず、先ほどの治徳委員のお話は「就業等」ですから、私の解釈では就業とは報酬が発生するものというのが原点なんですけど、捉え方が違うでしょうか。

○小委員長（佐藤 武君） 例えば役員報酬という、わずかではあるけど、もらうケースはありますね。

○小委員（大口浩志君） 仮に1,000円でも発生したら報酬です。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

○小委員（大口浩志君） ですが、さっき治徳委員が言われよったものの中には、無報酬の名前だけみたいなんも多分に含んどられるような気がする。

○小委員（治徳義明君） そうそうそうそう。

○小委員（大口浩志君） じゃから、議員じゃからつき合うてくれやぐらいの。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

○小委員（治徳義明君） いやいや、委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は発生を防止するわけですから、「就業等」となっとるわけじゃから、「など」となっとるわけじゃから、例えば費用弁償じゃとかが発生することがあるじゃないですか。何か難しいな。

○小委員長（佐藤 武君） 何かむちゃ難しい。

○小委員（治徳義明君） 余りがちっとしたら。

○小委員長（佐藤 武君） かえってな。

○小委員（治徳義明君） きちっと線引きしてくれとかんと、それは。

○小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 私の就業等の「等」の解釈は、みずからするやつは就業とは言わんと思うんですよ、みずからが代表者になるやつは。それも含んどるから、就業等と来るんじゃないのかなと私は思う。就業というたら、使われとる者というイメージでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） いや、じゃないと思うよ。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 私、最近内閣法制局の本を読んどるんですよ。そしたら、この「等」というのは法制局でほとんど使わないんですって。

○小委員（大口浩志君） ああ、もうあれなんかな。

○副小委員長（岡崎達義君） うん。もう千差万別で、解釈がもう物すごく多様になってくるから、「等」っていうのはなるべく使わないようにするんだというふうに書かれてたんですけど、確かに就業等っていったら、どこまで就業が入るんかっていうふうになってきますから

ね。かといって、これ「等」を入れてなかったら、いろいろ様態を受けとめることができないし。

○小委員長（佐藤 武君） 逆にね。

○副小委員長（岡崎達義君） 逆に。

○小委員長（佐藤 武君） 厳しい。

○副小委員長（岡崎達義君） うん、難しいんですよね。じゃけど、この場合、第6条の場合は報告義務ですから、あくまで報告してくださいよっていう部分だから、これはもうこれくらいしか方法がないんじゃないかなと思うんですけどね。でも、入れるとすれば、ここへ書いてる解説をもっと詳しくする以外ないかなとは思ったんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 報告漏れが出そうな気がしますという結論は、これかなと。

○副小委員長（岡崎達義君） 出そうな気がします、はい。

○小委員長（佐藤 武君） ということで、事務局が把握するようになるのか、本人の自己申告なのか、そこら辺はちょっとよくわからんのですが。

福木委員。

○小委員（福木京子君） 今回、だからこれが、今まで議員でこれを出してる人はいないですが。

○副小委員長（岡崎達義君） 出してない。

○小委員（福木京子君） 今は出してないのね、ずっとこれ。

○副小委員長（岡崎達義君） 規定がない。

○小委員（福木京子君） ないのね。

○小委員長（佐藤 武君） 規定がないし、町内会長はやってましたよ、僕。

ほかの人もやっとならなうでしょう。

○副小委員長（岡崎達義君） 過去に5人ぐらいおったと思う、そのときは。

○小委員（福木京子君） じゃから、ここで改めてそういうふうなことをきちっと出そうということですから、相当議論がされると思いますね、もし提案された場合に、このところは、今議論したように。

○副小委員長（岡崎達義君） それはもう議論はなし。

○小委員（福木京子君） なしじゃ言うて、それは出てくるってここで。

○副小委員長（岡崎達義君） いやいや、もう福木委員、その議論をさせてたら、こういうものは条例は成り立たない。そのために我々6人がここで決められてあれしてるんですから、もう議論なし。受け入れてもらう以外ない。

○小委員（福木京子君） ないですか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員はそう言われるけど、言う方は言うから、それはもう。

○小委員（福木京子君） うん、それは言う。

- 小委員長（佐藤 武君） 福木委員。
- 小委員（福木京子君） とにかく就業等で何らかのいただいとる人は、もう全部書いて出すという形になりますよね。
- 小委員長（佐藤 武君） この規定からいけばね。
- 小委員（福木京子君） うん、もう役員でも、一役員でも配布物の可能性がある。
- 小委員長（佐藤 武君） うん、委託がね。
- 小委員（福木京子君） もう全部、その年に何をするかというのを全部書いて出さなきゃいけないということなんですね。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうなってもしやあないんか。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう。
- 小委員（治徳義明君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） それで、「就業等の報告義務」ということになってますので、義務ですよ。
- 小委員長（佐藤 武君） そうなんですよ。
- 小委員（治徳義明君） 要は法制のほう心配されとる報告漏れがあつて、これはあえてか何かわからんけど出してなかった場合に、義務に違反しとるということになって、これはどういうふうなことになるんですか。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、そんな簡単なものを受けられなつてということなんよ、逆に言えば。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、だから受けんほうがいいんだけど、やむにやまれん事情でなる場合がある、それで。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうそう。だから、そういう場合があるから、そのときは報告しなさいと。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、報告漏れがあつて、それなら条例違反じゃねえかといつてどんどんたたかれたら、これかなわんよなつて。
- 副小委員長（岡崎達義君） 2つ、3つのあれがあつたらあつたで漏れることはないかもわからんが、20も30もあれば漏れることがあるかも。
- 小委員長（佐藤 武君） ああ、それは極論だけどね。
- 副小委員長（岡崎達義君） でしょう。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、もう報告義務は報告義務でいいんですよ。

それで、先ほど福木委員が言われてましたけど、こういうものは一々全部議員に提示してたら、1年たつても、2年たつても、絶対でき上がりません、はっきり言って。だから、これが

できたら、我々が責任を持ってやってるわけですから、時間をかけて。だから、もうあくまでこれを受け入れていただくということになりますので。そうでなかったら、我々何のためにこれだけ大量な時間を使ってやったかということです、委員長。

○小委員長（佐藤 武君） はい。少なくとも6人の議員は何も言わないと思いますが。

○副小委員長（岡崎達義君） 大体多数決を採るようなもんでもないし。

○小委員長（佐藤 武君） そうなんですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） 一応皆さんから意見だけはいただいているんで。それで行きましょう、もう。

○小委員長（佐藤 武君） はい、行きましょう。

それじゃあ、このまま報告義務ということで、このまま行きます。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 次に、審査の請求ということで。

○副小委員長（岡崎達義君） これはダブってますよね。

○小委員長（佐藤 武君） ダブってますね。

○副小委員長（岡崎達義君） 確かにダブってた。取ったほうがいい。

○小委員長（佐藤 武君） 取りますか、これね。

○副小委員長（岡崎達義君） もう取りましょうよ。

○小委員長（佐藤 武君） 取ります。

○副小委員長（岡崎達義君） 3項取ります。

○小委員長（佐藤 武君） 倫理基準。

○小委員（福木京子君） 3項。

○小委員長（佐藤 武君） 違う。「倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添えて」という部分が。

○副小委員長（岡崎達義君） ここの部分ですか。

○小委員（福木京子君） ここを取るんですね。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、これはいいんです。

○小委員長（佐藤 武君） えっ、違うのか。

○副小委員長（岡崎達義君） 1項と2項はいいんですよ。3項が同じことを書いとるんです。

○小委員長（佐藤 武君） 第3項、ああ、ごめん。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、3項を取る。

○小委員長（佐藤 武君） 3項を取るんね、はい、ごめんなさい。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 逢坂副参事。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） 2項のところには、審査請求書に政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書類等を添えてというのが出てこないの、1項の線を引いているところを取って、それで3で両方とも前2つ……。

○小委員長（佐藤 武君） そうでしょう。

○副小委員長（岡崎達義君） ああ、そうか。前2項じゃったから。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） こうやってしたほうが直しやすいんです、すいません。

○小委員（大口浩志君） 市民がいるときには、一方的に建物を証拠もなしにどっどどっどやれるというふうに読めるわな、これじゃったら。

○副小委員長（岡崎達義君） わかりました。この3項は置いとくんですね。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

じゃあ言いますよ。

審査の請求、これでは第8条ですが、第7条になるのかな。

○副小委員長（岡崎達義君） そうですね。

○小委員長（佐藤 武君） 第7条の2行目の「倫理基準に違反していると疑いに足る事実を証する資料を添えて」という部分を取りますということですね。それで、先ほどの3項はそのままいいんですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 佐々木議員からこの件に関してありましたよね。違反する疑いがあることを証するって、違反する疑いっていうのはおかしいんじゃないかと。違反する明確な証拠を提出せんとだめなんじゃないかっていう話がありましたけどね。

○小委員長（佐藤 武君） いや、疑いがあって初めて審査をするわけだから、確実なものが出てきたら、もう審査する……。

○副小委員長（岡崎達義君） そこらあたり言われるかもしれんから。

○小委員長（佐藤 武君） 必要はないわけで。

○小委員（大口浩志君） 岡崎委員の想定問答用にもんでくださいという投げかけじゃから。

○副小委員長（岡崎達義君） そういうことです。

○小委員長（佐藤 武君） いや、それが事実であれば、もう審査も何も要らない。直にもうやってください、警察のお世話になってくださいと言うしかないわけです。いやいや、本当に。

○副小委員長（岡崎達義君） 警察でもあくまで裁判になりますからね。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、それはそうです。

それと、8ページの2項の「選挙人名簿の登録が行われた日において」という部分で、この

文言は必要ですかと。

○副小委員長（岡崎達義君） 必要ないね。

○小委員長（佐藤 武君） まあ要らないな、これは確かにな。

それなら取りますよ。「選挙人名簿の登録が行われた日において」を取ります。

それで4行、議員の選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署、請求時点で選挙権を有する者という取り扱いでいいでしょうか。

○小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 勉強のために聞くんですけど、選挙人名簿というか、選挙権を有する者っていう概念の確定っていうのは、年に何遍されよんですかね。例えば1番は、引っ越しをしてきて3カ月とかがあるじゃないですか、例えばね。その見直し、名簿の見直しみたいなのは、いつかかっているのですか。

○小委員長（佐藤 武君） 名簿の見直しは、定時登録とそれから選挙のときにやる名簿の登録、年に2回か3回はやってます。あるんです、時期が、名簿を確認するのが。それは確認せんとわからんですけど。

○小委員（大口浩志君） それなら、単純にそれ4カ月に一遍ぐらいの割合ということ、じゃわな。

○小委員長（佐藤 武君） 選挙があるときは当然やります。

○小委員（大口浩志君） もちろん、もちろん。

○小委員長（佐藤 武君） それ以外に、あれ定時登録で表現よかったかな、何かあるんですよ。

○議会事務局長（元宗昭二君） そういうことです。

○小委員長（佐藤 武君） ですね。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○小委員（大口浩志君） それなら、この網かけの2つ目は入れといたほうがいいのか。右側の法制が書いてくれとるの。

○小委員長（佐藤 武君） だから、請求時点で選挙権を有する者という取り扱いですよという回答でいいんですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） そうですね。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、これは解説の中へ入れといたほうがええな。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、そうですね、解説の中にね。

○小委員（福木京子君） 解説のほうで条例ではなくてね。

○小委員長（佐藤 武君） はい。解説で、どこに入れますか、第2項。じゃないか。

○小委員（大口浩志君） 「請求を行う場合は」の後ぐらいじゃねえか。

○小委員長（佐藤 武君） 第2項では、「100分の1以上の連署が必要になるということ」を規定しています。なお、連署に係る署名は、審査請求をした日の前、一月以内に行われたものとしています。」で、選挙登録のこの文言をどこかに入れると、この第2項ではという部分ね。

○副小委員長（岡崎達義君） その「規定しています」の後でしょう。

○小委員長（佐藤 武君） 「請求を行う場合は、請求時点で選挙権を有する有権者の」でいいんじゃないのか。

○副小委員長（岡崎達義君） 「場合は」の後に入れとったらいい。

○小委員長（佐藤 武君） 「場合は」か。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。ここに入れる。

○小委員長（佐藤 武君） 請求時点で選挙権を有する有権者の100分の1でいいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 多分それで通ると思います。

○小委員長（佐藤 武君） 通ると思いますが、ちょっと文言を確認して、一応こういう趣旨でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、これもパスですね。

それで、9ページ。

○副小委員長（岡崎達義君） ここも「等」です。

○小委員長（佐藤 武君） 「等」の適否。

○副小委員長（岡崎達義君） これは要らんですね。

○小委員（福木京子君） これは要らない、これを取るのか。

○小委員長（佐藤 武君） どうでしょうか。審査の、そうですね、審査のみだから。これは取りましようか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それで、10ページの3項、審査結果。

○副小委員長（岡崎達義君） これは書いてきてくださるとるものに、審査相当の結果と審査不開示の決定を議長に報告しないといかんですね。審査結果のところへ入れるべきじゃな。これは入れとかんとだめじゃな。

○小委員長（佐藤 武君） そうじゃな。

○副小委員長（岡崎達義君） 出てるがな。

○小委員長（佐藤 武君） そうじゃな。

○副小委員長（岡崎達義君） 審査結果というたらわかるけど、どっちかじゃからな。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。わかるんだけど。

○小委員（大口浩志君） だから、より丁寧な表現がこっちの網かけということか。

○副小委員長（岡崎達義君） そういうことね。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

それなら、「その審査を終えたときは、『審査相当の決定』、『審査不開示の決定等』を議長に報告するものとする」でいいんですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 等を入れんところや、2つしかない。

○小委員長（佐藤 武君） 2つしかないんかな。

○小委員（大口浩志君） するかせんかじゃわな。

○副小委員長（岡崎達義君） するかせんかじゃ。

○小委員長（佐藤 武君） 決定を、はい。

○副小委員長（岡崎達義君） 「もしくは審査不開示の決定を議長に報告するものとする」。

○小委員長（佐藤 武君） 「もしくは」を入れますね、いいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） よろしいでしょうか。

○副小委員長（岡崎達義君） 2つしかないんだから、もうそれで「等」を入れたら、ほかにあるのかということ。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。「審査を終えたときは、『審査相当の決定』もしくは『審査不開示の決定』を議長に報告するものとする」、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それで、13ページです。

前条に移動したほうがよいです。

○小委員（福木京子君） ごめん。第11条なあ。

○小委員長（佐藤 武君） はい、第11条ですね。

○小委員（福木京子君） 解説のほうで。

○小委員長（佐藤 武君） ちょっと待って。

○小委員（福木京子君） ごめん、ちょっと早くて。解説のあれはな。

○小委員長（佐藤 武君） 何ページ、11ページか。

○小委員（福木京子君） 11ページ。これは審査会の委員は審査対象となった議員で、審査を請求した議員を除くだったかな。

○副小委員長（岡崎達義君） もちろん。

○小委員（福木京子君） もちろんよな。私もそう思っとったんじゃけど、これまで赤磐であれして、原田議員がよく請求されるが。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○小委員（福木京子君） そのとき、原田議員も入ったような気が。

- 副小委員長（岡崎達義君） 最初はね。
- 小委員（福木京子君） 最初は入ったでしょう。だけど、今度はもうそういう請求された方は除くということだね。
- 小委員（大口浩志君） ごめん。
- 小委員長（佐藤 武君） ああ、除くようになるの。
- 小委員（福木京子君） いや、だから私もあらっと。
- 小委員長（佐藤 武君） 改めて見たら。
- 小委員（福木京子君） あらっと思って。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） ごめん、その前にもう1個戻ってもええか。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 小委員（大口浩志君） 第10条に関して、岡崎委員は多分苦勞されよんじやと思うんじやけど、委員会の設置の中に。
- 小委員長（佐藤 武君） 審査会か。
- 小委員（大口浩志君） ああ、ごめんなさい、審査会の設置の中に委員長、副委員長を決めるというようなのがあんだけど、委員の取り消しみたいところがあつたほうがええんじやねえんですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 取り消しというのは、辞任か。
- 小委員（大口浩志君） 辞任は自分でやめることじゃから、あなたはやめろと、そういう意味。
- 小委員長（佐藤 武君） あなたはやめろと言うても辞任だからね。人から言われて辞任をさせるのか、本人からの辞任か。
- 小委員（大口浩志君） いや、そこでやめん言うたらあれじゃから。
- 小委員長（佐藤 武君） だって、法的拘束力はないもん。これに条例でやめなければならぬという規定はできない。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、本人がやめる以外ない。
- 小委員（大口浩志君） 地方自治法は優しいんじやな、やっぱり。
- 副小委員長（岡崎達義君） じゃから、今回も全会一致でやったけど、本人がやめる。やめさすことはできない。
- 小委員長（佐藤 武君） 国会議員だつてそうじゃ。
- 小委員（大口浩志君） いや。というか、もうその前段で、例えば百条なら百条で、こういうルールでやりようりますと報告をしたら、そんなことはわしは聞いとらんと、あれつてどうなんでしょうと。
- 副小委員長（岡崎達義君） そこは話し合いして説得する以外ない。

- 小委員長（佐藤 武君） ルールを守るかどうかの違いですわ。
- 小委員（大口浩志君） はい、すいません。
- 副小委員長（岡崎達義君） そういうことです。
- 小委員（福木京子君） それはいいんで、私はその質問したところは、もうそれはそういうことですね。
- 副小委員長（岡崎達義君） はい。
- 小委員（福木京子君） そこね、そこがきちっと言われた……。
- 小委員長（佐藤 武君） これは私も再確認したいけど。
やっぱり入らなくてもいいのかな、逆に。入ることによって。
- 副小委員長（岡崎達義君） それは審査ができませんでしょう、入ったら。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですか。
- 小委員（福木京子君） もう絶対にな。
- 副小委員長（岡崎達義君） そのための弁明の機会も置いてるんだからね。
- 小委員長（佐藤 武君） ああ、そう。
- 副小委員長（岡崎達義君） 当事者が入ったら、それはできませんでしょう、裁判じゃないんだから。
- 小委員（福木京子君） 当事者が。
- 小委員長（佐藤 武君） 当事者か。
- 小委員（福木京子君） いやいや、だから請求した人が。
- 小委員長（佐藤 武君） 請求した人ね。
- 副小委員長（岡崎達義君） ああ、請求した人は入っとるみたい。
- 小委員長（佐藤 武君） いやいや、ここがそうなんよ、解説。
ちょっとこれは違うんじゃないか。
- 小委員（永徳省二君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） これは「審査を請求した議員を除く」は除かないと、例えば審査を請求した人間が13人いたと仮定したら、その大半がみんな入れないっていう話になるんで、おかしいですよ。
- 小委員長（佐藤 武君） だから審査を請求というのは、提出者なのか、賛成者なのかということで。
- 小委員（永徳省二君） 請求した議員って、いわゆる……。
- 小委員長（佐藤 武君） 提出者だから1人。
- 小委員（永徳省二君） 提出者も賛成者もそうでしょう。
- 小委員長（佐藤 武君） 賛成者は入らんと思うけど。

- 小委員（永徳省二君） 入らないんですか。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 小委員（大口浩志君） 請求した議員いうて書けば。
- 小委員（福木京子君） 一緒じゃ。
- 小委員（永徳省二君） 提出しただけという意味ですね、これ。
- 小委員長（佐藤 武君） まあこれではね。でも、逆に提出者も、それは一番事情を知つとるという意味からすれば、えっ、何で入らんのと改めて今僕も思うたんだけど、そこまでちょっと読んでなかった。
- 副小委員長（岡崎達義君） 私もそこまで読んでなかった。
- 小委員（福木京子君） ここを変えていかにゃ。
- 小委員長（佐藤 武君） ええ質問、ええ指摘をしていただいた。
- 小委員（永徳省二君） 僕、絶対さっきのをすべきやと思うわ。
- 小委員長（佐藤 武君） 何で。だって、その状況を一番知つとるんよ、それは。
- 小委員（永徳省二君） 提出者はね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） だから、その解説の文言を削除というわけですね。
- 小委員（永徳省二君） うん、そうそう。
- 小委員長（佐藤 武君） ああ、文言を削除か。
- 小委員（永徳省二君） 解説の文言を削除。
- 小委員長（佐藤 武君） ああ、だから入るほうがいいということですね。
- 小委員（永徳省二君） はい。そうしたほうが。
- 小委員（福木京子君） 入るほうがええということか。
- 小委員（永徳省二君） そう、そういうことです。入るべきです。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、審査対象となった議員は当然入らない。だから。
- 副小委員長（岡崎達義君） どこじゃったっけ、何ページですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 11ページの解説の4行目。
- 小委員（福木京子君） 改めて私も読み直して、えっと。
- 小委員（永徳省二君） 取りゃあいいんじゃないのか。審査を請求した議員。
- 小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員がつくってくれたから、僕もちょっと見てなかったんですが、もう間違いないと。
- 副小委員長（岡崎達義君） それはそうやな、審査を請求した議員は入れんといけんかもしれんな。
- 小委員長（佐藤 武君） いけん、それは。
- 小委員（福木京子君） 数が少なくなってくるから。
- 小委員長（佐藤 武君） 事情のわからない人が請求するわけないんだから。

- 小委員（福木京子君） どうなっとるの、ほか。
- 小委員（永徳省二君） 結局これね、行本議員の話でいったら、佐藤委員長は入れないってことですか。
- 小委員長（佐藤 武君） そういうこと。
- 小委員（福木京子君） そういうことです。
- 小委員（永徳省二君） おかしいが。
- 小委員長（佐藤 武君） 僕、外れてもいいよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） それなら、ここは審査対象となった議員を除き、それであと赤磐市議会議員条例の特別委員会委員の選任方法に準じ、議長が公正を期して選任します。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですね。
- 小委員（福木京子君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 福木委員。
- 小委員（福木京子君） 木更津がこういうふうになっとるんじゃけど、何でじゃろうね。どうしてこれを木更津はしたんだろうか。
- 小委員（大口浩志君） じゃから余りにも提出者は、もうそっちにしか向いていないという人は残して、フラットな人を寄せて審議をしましょうというのが多分、木更津は人間、頭数が多いんですよ。
- 小委員（福木京子君） ああ、多いからじゃろうね。
- 小委員（大口浩志君） まず、30人ぐらいおればそれも可能だろう。
- 小委員（福木京子君） それはできるけどね。
- 小委員（大口浩志君） 1番はやっぱり提出しとるぐらいじゃから、それは熱うなっとるから。ねえ、佐藤委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、熱うなってないよ、僕。もういつでもおりるよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） そこらあたりがあるから、議長が公正を期して選任しますので、冷静に判断しましょうと。
- 小委員（福木京子君） それなら、ここを除くのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） はい、除く。「審査対象となった議員を除き、赤磐市議会議員委員会条例特別委員会委員の選任方法に準じ、議長が公正を期して選任します。」ということがいいんですよ。いいですね。
- 小委員（大口浩志君） しかもこれは8人じゃったよな、8人以内。
- 小委員（福木京子君） 8人以内じゃから。
- 小委員長（佐藤 武君） 逢坂副参事、よろしいですか。
- それじゃあ、次が13ページ、審査会の記録等ですね。
- 副小委員長（岡崎達義君） これはこうしたほうが確かにいいですよ。

- 小委員長（佐藤 武君） これをどこに入れますか。
- 副小委員長（岡崎達義君） ああ、前条か。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう。委員会の審査。
- 副小委員長（岡崎達義君） 記録だからね、これは措置だからね。
- 小委員長（佐藤 武君） 審査会の審査で、事情聴取、資料提出、意見を述べる、弁明の保障、新議長報告、いつの時点でやるのかな、速やかに議長に。5項の次ぐらいかな。議長に報告しなければならない。この場合において、審査会は必要と認める措置について、理由を付した文書をもって議長に勧告することができるので、勧告が出ました。その後で……。
- 副小委員長（岡崎達義君） この第7条は役職の辞任の勧告とか、いろいろ罰則があるでしょう。
- 小委員長（佐藤 武君） 第7条か。
- 副小委員長（岡崎達義君） 7項。
- 小委員長（佐藤 武君） 7項ね。
- 副小委員長（岡崎達義君） 7項。その後に名誉を回復する必要があると認めるときはって入れたほうがいいと思う。
- 小委員長（佐藤 武君） ああ、そうじゃな。勧告して。
- 副小委員長（岡崎達義君） 審査会をして、それで結果的に7項でどういう形に持っていくかした後で。
- 小委員長（佐藤 武君） はい、決定しなければならないのを新たに。
- 副小委員長（岡崎達義君） 名誉回復が必要であると認めるときは必要な措置だから、この7項の後の8項に、これを入れて、最後は9項で。
- 小委員長（佐藤 武君） これを8項にして、ここに入ると。
- 副小委員長（岡崎達義君） なあ、そのほうがいいんじゃないか。
- 小委員（福木京子君） 7項の後か。
- 小委員長（佐藤 武君） じゃあ言いますよ。審査会の審査、この分で行くと第11条ですね。この第11条の7項がありまして、その後に8項として、第12条の3を8項として持っていく。それで、その下の8項を9項に直すということですね。いいですか。
- よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 副小委員長（岡崎達義君） 第12条が1項、2項だけで。
- 小委員長（佐藤 武君） そうです、第12条1項、2項。

15ページ、審査結果の措置、必要な措置。措置の決定はどこで行いますか。措置の勧告等は発議でしょうか、その場合は誰が発議するのでしょうか。議長が謝罪文を朗読する、解説に記

載する必要があるのでは、意見、謝罪文を朗読させることは、これはまあええか、後じゃな。

○小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） まず、前段として必要な措置を決定をするのは、審査会の報告書の中にこういう措置が相当であるというのまでうたうという前提の話なんですか、これ。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○小委員（大口浩志君） そう理解すればいいのか。

○小委員長（佐藤 武君） そのさっき言いました。第11条の7項、審査結果に明記しようとする、いわゆる何を明記するかというたら、議員辞職、役職辞任、出席自粛、その他勧告を明記しようとするときは、3分の2以上の者が出席し、3分の2以上の多数により決定しなければならないということを受けて、それを受けて審査結果の措置になってくると。ですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） これは、当然あれじゃないですか、審査会の決定はここへ解説のところへ入れればいいんじゃないですか。審査会の決定は審査会で行い、措置の勧告は審査会の委員長の発議で行うと。どんなですか。

○小委員長（佐藤 武君） ええ、今のどこですかね。解説か。

○副小委員長（岡崎達義君） 必要な措置のところ。これを解説に入れたらどうですか。

○小委員長（佐藤 武君） 必要な措置。

○副小委員長（岡崎達義君） 次に掲げる必要な措置を講ずる。で、法務のほうでは措置の決定はどこで行いますかということで、勧告等発議でしょうか、その場合、誰が発議するのでしょうかということですから、議場で発議しないとだめでしょう、これ。

○小委員長（佐藤 武君） それはそうです。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、審査会の決定、今までのもそうですもんね。

○小委員長（佐藤 武君） うん。

○副小委員長（岡崎達義君） 議場で一応報告するわけですから。それで、審査会の決定は審査会で行って、措置の勧告、どういう措置をとったかという措置の勧告は、審査会の委員長が発議をします。

○小委員長（佐藤 武君） そうですよね。

○副小委員長（岡崎達義君） いいんじゃないですか。

○小委員（福木京子君） こういうふうになってないと、ここで改めてきちっとすべきだよな。

○小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） まず、審査会の設置を求められたら、今回の今作成中の条例の中で

は、まずはそれが妥当かどうかの判断を議運に委ねると。それで、ワンクッション置いて、それでこの審査会設置は妥当となってから審査会が開かれるというステップを踏むようになってますよね、今の流れとして。それを経験談から福木委員が妥当かどうか、開くのが、その判断もさせられ、それから中身もという流れになると、結果が出たものを議運で承認というの也要るんでしょう、流れからすると。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、それ報告だけでしょう。審査会のほうが重いでしょう、議運より。

○小委員長（佐藤 武君） 委ねたわけだから。

○副小委員長（岡崎達義君） はい、審査会に委ねてるわけだから。

○小委員長（佐藤 武君） 審査会の審査結果を再度議運で協議するとなったら。

○小委員（大口浩志君） 協議するとか、追認とか。

○副小委員長（岡崎達義君） じゃから、追認されなかったと、だから報告だけ。

○小委員長（佐藤 武君） 何のための審査会なのかというのをやっぱり考えないと、結果は出したわ、議運でまたポシャったわというたら。

○小委員（大口浩志君） だから、今そこには、ここにもある発議は誰がするんでしょうか。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、審査会の委員長。

○小委員（大口浩志君） その部分にもかかるんですけど。これ問題だから、結局……。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 議場で措置の勧告は委員長がする、それはそれでええんですけど、あれのときに、いやもうできません、もう審査会は解散してしもうてますから、委員長はおりませんみたいな。

○小委員（福木京子君） 委員長が渡しただけ。

○小委員（大口浩志君） 一応それでも解散じゃけんな。

○小委員（福木京子君） 解散になっとる。

○小委員（治徳義明君） これで整合性がとれるんですかね。

○小委員長（佐藤 武君） 報告は議長に報告書を提出した時点で終わったとしても、本会議で日程事項に上げるためには動議を出さないといけないじゃないですか。だから、審査会の委員長が、例えば辞職勧告。

○小委員（大口浩志君） いや、そこでおっしゃっておられるのは、審査会の委員長という名前は使えないんじゃないかと言ってる。

○小委員（治徳義明君） いや、そうそう。要は議会がずれたときに、いや、事実そうでしたよね。福木委員が委員長しとるときに。

○小委員（福木京子君） それまではな、そこで終わっとる。

○小委員（治徳義明君） いやいや、じゃから僕もよう覚えてねえけど、この……。

- 小委員（福木京子君） そうした後、条例ではどうかということです。
- 小委員（治徳義明君） できるんですかみたいな。どこかで、もう消滅してしもうとのに、委員長がまた出てきて。
- 副小委員長（岡崎達義君） そんな規定があったな、消滅するって。
- 小委員（福木京子君） 報告書を渡したら、そこで終わりというふうに今回あったが。
- 小委員（治徳義明君） それさえ消しておけば、別にどうこうないじゃろう。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、報告して消滅したとしても、その案件について審査結果を出したのは、やっぱりその委員長というか、審査会が出したわけであって、その後、報告書を出して解散したとしても、この条例の中には委員長が提出するというのは残してもいいんじゃないですか、特に。
- 小委員（福木京子君） だから、消滅するというのが、ちょっとそこを変えないといけん。
- 副小委員長（岡崎達義君） それあったかな、ここへ。
- 小委員長（佐藤 武君） それは倫理規程の中じゃなかったっけ、その消滅。
- 副小委員長（岡崎達義君） 何にもなかったって。
- 小委員（福木京子君） 倫理規程のほうか。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 小委員（福木京子君） 見たんじゃろう、規程か。
- 小委員（治徳義明君） なかったらええ、ここへやっぱり書いてあるが。
- 小委員（福木京子君） どこ、何ページか。
- 小委員長（佐藤 武君） これは第9条。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 今言った第10条のところ。
- 小委員（大口浩志君） 第10条の6に、報告したときに消滅するというて書いてある。
だから、今回、だから今言う倫理審査会の委員長名は、これでは発議ができんというて
る。
- 小委員（福木京子君） 消滅するもんな。
- 小委員（大口浩志君） 消滅するというて、うたってあるんじゃ、これ。
- 副小委員長（岡崎達義君） それなら、それを消しゃあええが。
- 小委員（福木京子君） ここを消すのか。
- 小委員長（佐藤 武君） 「消滅する」を消すのか。
- 小委員（治徳義明君） 審査会の委員長がするんか、当然ええもんな。形としてはええわ
な。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、そこの消滅するのを、報告を終えた時点で消滅する
というたわけ。
- 小委員（大口浩志君） じゃから、報告を終了したときに消滅するというて書いてあるか

ら、議長に報告しとるんじゃないから、報告というのは誰に対する報告かな。

○小委員（福木京子君） いや、議長じゃないの。

○小委員（大口浩志君） いやいや、要するに発議はできんわけでしょう。発議をする前に報告してるのか。

○小委員長（佐藤 武君） 議会。

○小委員（治徳義明君） 措置の勧告を、議長がするようにすりゃあ、また問題ないわけか。

○小委員長（佐藤 武君） 議長がするようにはならないでしょう。

○小委員（福木京子君） いや、この間はそうじゃった。議場で議長がする、職員に朗読させたんじゃないけどな、議長がしたということです。

○小委員（治徳義明君） 福木委員もしたがとったが。

○小委員（福木京子君） いや、そんなことあるもんか、もう。もう委員長……。

○小委員（大口浩志君） そうや、そういうのはいいときに、事務局に……。

○小委員（福木京子君） 消滅したから、もうよかった、あそこで。よかったんです。

○小委員長（佐藤 武君） 私はやりたかったのに言うて。

○小委員（福木京子君） 私は背の荷がおりたんじゃけどな。

○副小委員長（岡崎達義君） ここをちょっと法制の方に聞いてみんといけんわな。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

○小委員（福木京子君） 質疑が多分あると思うから、もし報告した場合にちょっとね。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

○小委員（大口浩志君） この質疑は委員長が受けるのか。

○小委員（福木京子君） いや、だから大変な役になるなと思って。

○小委員（大口浩志君） それは、考えようによったら、ものすごく大変よ。

○小委員（福木京子君） それは、だから誰もなり手がおらんで。

○副小委員長（岡崎達義君） それを報告したからというたって、議運の委員長が報告しても、議長が報告しても、内容を知らんから質疑を受けたときは答えようがない。

○小委員長（佐藤 武君） そうそうそう。それはもう委員長じゃわ。

○小委員（福木京子君） じゃから、報告だけやって終わったんよ。質疑を受けなんだろう。

○小委員（大口浩志君） 逆に委員会がなかったからこそ、質疑を受けんで済んだんじゃろう。

○小委員（福木京子君） 報告だけで終わったんよ、その時。

○小委員（大口浩志君） あったら、たいへんなことになっとったんじゃないかねえか、時間も含めて。

○小委員長（佐藤 武君） いや、それは大変じゃけど、それは委員長としてやっぱり対応せざるを得んでしょう、それは。

- 副小委員長（岡崎達義君）　そういうことじゃな。
- 小委員（福木京子君）　疑問のある議員さんがおられるかもわからん。
- 小委員長（佐藤　武君）　議員に対してある程度の措置を求めるということは、それだけ責任を持ってやっぱりしないといけないし、それに対する質疑が有りゃあ、当然しないといけない。それは、質問をするほうも常識の範囲で本当はすべきなんだけど。
- 小委員（大口浩志君）　そこで常識の範囲でっていう枕がつくということが現状ですわ。
- 小委員長（佐藤　武君）　うん、現状はわかる。
- 小委員（福木京子君）　いや、じゃから弁明書も、もし出とったら両方報告するだけじゃ、結果論を。だから、14日以内に弁明したいというのを早く議長に出したら、結果報告と弁明書、両方報告するようになる。
- 小委員（大口浩志君）　そういうふうには書いてねえで。
- 小委員（福木京子君）　いえ、どこかに書いてないかな。議場で報告する場合は、弁明書も。
- 小委員長（佐藤　武君）　弁明書は委員会じゃなかったですか。
- 小委員（福木京子君）　いや。
- 小委員長（佐藤　武君）　本会議か。
- 小委員（福木京子君）　委員会に出るんか、とにかく報告の場合は両方併記できちっと報告するようになる。
- 議会事務局長（元宗昭二君）　16ページの3項。
- 副小委員長（岡崎達義君）　あわせて公表する。
- 小委員（大口浩志君）　この公表は、逆に誰がするの。事務局で朗読させますと。
- 小委員（福木京子君）　いや、この間はそうじゃったんだけど、それが果たしてええかどうか問題。
- 小委員（大口浩志君）　いやいや、あれは審査結果の報告です。
- 小委員（福木京子君）　はい。
- 小委員（大口浩志君）　今言っているのは弁明のほう。
- 小委員（福木京子君）　じゃから、弁明書も14日以内に。
- 副小委員長（岡崎達義君）　この場合は、議長はと書いとるな。
- 小委員（福木京子君）　うん、議長に提出を。
- 小委員（大口浩志君）　じゃから、本人じゃねえということですか。
- 小委員（福木京子君）　そうじゃ、本人じゃない。
- 副小委員長（岡崎達義君）　ここが「要」となっとるけど。
- 小委員長（佐藤　武君）　概要。
- 副小委員長（岡崎達義君）　概要じゃ。

- 小委員長（佐藤 武君） 概要じゃろうな。
- 副小委員長（岡崎達義君） あと1つ、漢字が抜けたるんじゃないか。
- 小委員長（佐藤 武君） 3項の弁明書の全部または概要をじゃないかな。
「概要」ですね、はい。「概」が抜けてます。
- 小委員（福木京子君） ああ、本当じゃ。
- 副小委員長（岡崎達義君） いや、さっきのところへ返ろうや、審査会。報告を終了したときに消滅するでは、議長に対して、ここらあたりは終了しても報告できるんかどうかじゃわ、委員長が議場で。
- 小委員（大口浩志君） 終了しとるんじゃから、委員会は議員という解釈じゃないの。
- 小委員（治徳義明君） じゃから、前回、事務局長がされたということですかね。
- 小委員（福木京子君） そうそう、議長が事務局長に朗読させました。
- 副小委員長（岡崎達義君） それなら、そうするんか。
ほんなら質疑はだめよ。楽なわな、報告だけじゃもんな。
- 小委員（治徳義明君） 報告だけじゃ。
それで、やめさせてくれというて言うて、さっと他の問題へ。
- 副小委員長（岡崎君） それなら、それでいこう。
- 小委員（大口浩志君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 第14条に、議運には報告するというて書いてあるけど、本会議で報告するやこう1個もないんですよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうじゃな。だから、もうそれはいいよ。
- 小委員（大口浩志君） それと、さっきの委員会をある面終わらす期間というか、報告が云々はちょっと置いといて、これが済んだら消滅するというか、なしになるという期限、1つはその任期満了があつたらというのはばしゃつと書いてあるけど。
- 副小委員長（岡崎達義君） じゃから、6項。第10条、前の第10条、今の第9条じゃな、第9条6項のところへ「報告を終了したときに消滅する」と。
- 小委員（大口浩志君） じゃから、いやいや、それとの兼ね合いでこうなつたら、議場での報告やこうはできませんよということじゃ。
- 副小委員長（岡崎達義君） そういうことじゃ。
- 小委員（大口浩志君） じゃから、結局これだつたら、流れじゃつたら、議運の委員長が報告するような意味じゃろう。
- 副小委員長（岡崎達義君） 違う違う。
- 小委員（大口浩志君） だけど。
- 副小委員長（岡崎達義君） この間と一緒に、事務局に報告してもらおう。あくまで報告だ。

- 小委員（福木京子君） 議長が報告という形で。
- 副小委員長（岡崎達義君） うん、事務局に朗読していただく。
- 小委員（治徳義明君） 議場で報告なんかしますか。
絶対これはもうおえん言うて、おかしいし。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、だから……。
- 小委員（治徳義明君） とりあえず報告をくれ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 前の要綱の場合の審査と一緒に、異論を挟まないと、そういう結果に対して。ということは、だから質問もないと。
- 小委員（大口浩志君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 第14条を読むと、14日以内に弁明書を提出せえというのがあるから、報告書があって、例えば最終日までに14日以内じゃったら、もう一応両論併記じゃろうから、だから報告なしということよな。と読めるんじゃない、これは。14日以内に弁明書がありゃあ出せと、結果に対して。それから、仮に最終日がもう済んだというときには、報告もある面両論併記なんじゃから、したらあかんわな。
- 小委員（福木京子君） 一応本会議で読んだよね。
- 小委員（治徳義明君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） 恐らく大口委員の論理は、論理として正しいんじゃないけど、できんというのは。実際に運用しようたら、納得せんと思いますよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） それはそうじゃ。
- 小委員（治徳義明君） おかしいと言うて納得しない。
- 小委員長（佐藤 武君） それと、事務局に振るのはちょっと気の毒というか、やはりそれは議員として審査会をつくるのであれば、最後まで責任を持たないと。
- 副小委員長（岡崎達義君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。
- 副小委員長（岡崎達義君） 事務局に振るんじゃないかって、結局報告、最終報告は議長にするわけだから、議長の権限として審査会ではこういう結果が出ましたと、それに従ってくださいということで事務局に読んでいただく。
- 小委員長（佐藤 武君） 朗読だ。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、今までもそうだったわけです、ずっと。だから、委員会で委員長は結論を取りまとめるわな。それで、その取りまとめた結論を議場で報告っていうようなことはなかった、今まで。だから、それは当然だと思う。もう全部結果を議長に報告して、議長が責任を持って取りまとめて、結果はこうでしたよっていう、本人に伝えるわけだか

ら。それで。

○小委員（福木京子君） 議論ができんということじゃなあ、ほんなら。

○副小委員長（岡崎達義君） うん。だから、質疑なんかということもあり得んわ。

○小委員長（佐藤 武君） あり得んのか。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、もうこれはこの規定でいいわけだ。

○小委員長（佐藤 武君） 受けません。

○小委員（福木京子君） 審査会でしっかり結果を出したんじゃないなあ。

○小委員（大口浩志君） それなら、報告書が出た時点でなくなっても、別に問題はねえということですか。

○副小委員長（岡崎達義君） そうそう。

だから、質疑なんていうことは、本人の弁明を受けることによって、もう質疑にかえるわけだから。それが嫌なら、私どうしても委員会に出たいんですって言って、委員会に出てくればいい、その人を擁護したいって言うんだったら。そこはやっぱり幾らかの融通っていうのはあるんじゃないですか、議長の采配で人数を決めるわけじゃから。

○小委員（治徳義明君） 8人以内かな。

○副小委員長（岡崎達義君） 8人以内でな。

○小委員（大口浩志君） じゃけど、感情論として、今それじゃあ済まんというて言われたけど、14日以内に弁明書を出せっていう規定があるのに、さっき福木委員もおっしゃられた、いわゆる両論が私もオーソドックスじゃとは思うんで、本人からはこういうあれが出とりますと。

○副小委員長（岡崎達義君） じゃから、もし仮に14日以内がその議会の期間中でなければ、次の議会になる、報告書は。

○小委員（大口浩志君） という解釈でいいということじゃな、オーソドックスに。

○副小委員長（岡崎達義君） そういうことじゃな、うん。

○小委員（大口浩志君） いや、今のはそれじゃあ感情論でもたんというて言うから。

○小委員（治徳義明君） もたんケースがあると思います、恐らくね。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、だから法令は感情論じゃないから。

○小委員（治徳義明君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） ルールとしてはっきり決めとけば問題はないんですよ。曖昧にしとったら、ややこしゅうなるだけの話で、こういうケースになったときにね。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、これでいいんじゃないかと思います。

○小委員（福木京子君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） だから、前回報告した後に異議があったのは、どこにも弁明書を提出することを知らなかったというんか、ありますよという辺がちょっとまだみんなに納得してなかったから出してなかったんよね。だと思います。だから、本会議で言わせえというふうなことで手が挙がったんじゃないかなと。でも、この条例がきちっとできておれば、弁明をちゃんと出していただければ、両方ということになるかなと。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） ということは、そこで弁明させましょうか、そういうことだったら、させるなというて大多数の……。

○副小委員長（岡崎達義君） それはそれでいきましょうよ、とりあえず。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。いいですか、ちょっと。説明するのは難しい。

○小委員（治徳義明君） どう決めますかと言うんだったら、もうそんなにかかる話なので。

いや、要は曖昧にしとったら、運用し出したときに、もうもめ抜くかなと思うただけの話です。

○副小委員長（岡崎達義君） もめやせん。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 岡崎委員がおっしゃられたように、報告書の提出日から最終日までの期限が2週間以上ない場合は次の議会と。たまたまそこへ弁明書が出なかったとしても、14日間は待たなあかんという解釈でということですよ。

○副小委員長（岡崎達義君） そういうことじゃな。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） それをある程度議長が調整するという話でしょう。13日だったら、その人、弁明の13日以内に出しちゃってくれみたいな調整が多少はできますよみたいな話でしょう。

○小委員長（佐藤 武君） 調整、一応14日以内ということだから、それは弁明書を出す側のいわゆる権利だから、14日間はね。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 大体原則として、議会の開会中には審査会なんかは開きませんので。今回は、百条委員会特別に議会の開会中にも開いてますけど、普通は議会の開会中には特別委員会も審査会も開くことはないんで、だから14日以内というのは余り関係ないと思います。

○小委員長（佐藤 武君） 整理できましたか、治徳委員。

○小委員（治徳義明君） わかりました。

○小委員長（佐藤 武君） わかりました。それじゃあ、行きますよ、これで。

事務局も、何となく理解できましたでしょうか。確認をしないと、なかなか……。

○副小委員長（岡崎達義君） それは、だからそのままいい。いいでしょう。

○小委員（大口浩志君） 委員長、ごめんなさい。第10条の6を確認させてください。

○小委員長（佐藤 武君） どこの消滅か。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員会の消滅。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、委員会の消滅。

○小委員（大口浩志君） 委員会の消滅は、そのままと言うたんでしょう。それで、ここの15ページの「措置の決定はどこで行いますか。勧告等は発議でしょうか。その場合、発議は誰がするのでしょうか。」は。

○副小委員長（岡崎達義君） これは報告は議長がするんです。発議はしない。こういう措置が決まりましたよっていう議長が報告。

○小委員（福木京子君） 報告か。

○副小委員長（岡崎達義君） 発議なんかは要らんですよ、これ。発議は要るのか。

○小委員長（佐藤 武君） 要ります。だって、議員辞職勧告決議とかは、議長がするわけにいかんでしょう。

福木委員。

○小委員（福木京子君） それはその後の段階か。結果報告をきちっとする結果報告をきちっと両論併記ですが。それでその後、次の段階の措置が入るでしょう、やる場合は。

○副小委員長（岡崎達義君） それなら、どこかに規定を置いとかなといけんな。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、福木委員、議場での注意、議場での陳謝の勧告、謝罪文の朗読とか、議会でのこれはあれですよ。だから、動議を出さないで。

○小委員（福木京子君） うん、だからこれも行動をする場合はね。

○副小委員長（岡崎達義君） そうか、動議を出さばいいんじゃない。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。だから、誰が出すかという。

○副小委員長（岡崎達義君） 誰かが、委員長が出すわな、その場合はね。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。提出者が出すものとする。

○副小委員長（岡崎達義君） 書かんでもええやん、そんなものは。

○小委員長（佐藤 武君） 提出者。

○小委員（大口浩志君） ああ、審査会を設置してくれ言うた人か。

○小委員長（佐藤 武君） そう。そこまで書かんでも、それは常識でしょうという論法でいきますか。

福木委員。

- 小委員（福木京子君） 経験で、だから副議長をあれする場合には、多分委員長と賛成の議員で動議を出したと思います。覚えておられますかね。やっぱり副議長……。
- 小委員長（佐藤 武君） 副議長辞職勧告でしょう。
- 小委員（大口浩志君） 辞職勧告は福木委員がやられたんですか。
- 小委員（福木京子君） 多分、委員長がやれと言われたから、それで皆賛成して。
- 小委員長（佐藤 武君） それはそうだ。
- 小委員（福木京子君） やったと思うんじゃないけど、記憶が。
- 小委員（大口浩志君） そんなのをしたかな。
- 小委員長（佐藤 武君） した、した。
- 小委員（福木京子君） だから、結局委員長になるわけよ、したくなかったけど。委員長がせにゃいけんようになってしまって、皆賛成して出したと思います、動議を。
- 小委員（大口浩志君） そのときには、赤磐市議会会議規則で賛成者、別に何たら委員会委員長とかというのやこうなしていっとるよな。
- 小委員（福木京子君） いやいや、委員さんが大体話をまとめる。
- 小委員（大口浩志君） いやいや。中身は委員でも、審査会云々とか、そういう枕はつかずに、赤磐市議会会議規則で走っとるという意味です。
- 小委員（福木京子君） それで出しましたね。
- 小委員（治徳義明君） でも、結局消滅しても、委員会でしたんよな。
- 小委員（福木京子君） いやいや、委員会じゃない。消滅したから。
- 小委員長（佐藤 武君） 動議の提出者。
- 小委員（福木京子君） かかわった委員が出したということです。
- 副小委員長（岡崎達義君） それは、まさに当然じゃわな。
- 小委員（大口浩志君） あんたがしたんじゃないからせられえと言って、実は言われた本人が1番よく覚えとるわ。
- 小委員（福木京子君） せざるを得なかった。
- 副小委員長（岡崎達義君） 他にいきましょうよ、もう時間が来てる。
- 小委員長（佐藤 武君） いいですか。
- 副小委員長（岡崎達義君） まだ難しい問題が残っとるし。
- 小委員長（佐藤 武君） それなら、どこをいくんですか。もう謝罪文の朗読も、もういいんですか。
- 副小委員長（岡崎達義君） これはもう要らんが、謝罪文の朗読。これは難しい、本当にこれは難しいだろうと思った、謝罪文の朗読は。これをさせるわけにいかんだろうなと思うんです。しないわな大体、と思うんじゃないけどな、どう思われますか。
- 小委員（大口浩志君） これは木更津に入っとったんかな。

- 副小委員長（岡崎達義君） そうそう。
- 小委員（大口浩志君） 確かに、オーソドックスに考えると、謝罪文の朗読をするぐらいなら、みずから謝罪するんじゃないのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、ここへ書いとられるように、思想・良心の自由もあるから、かなりちょっと難しいよね。
- 小委員（治徳義明君） 会社で言うたら、始末書を出せみたいな話でしょう。
- 副小委員長（岡崎達義君） 始末書じゃない。
- 小委員（大口浩志君） 始末書とは違うな。
- 小委員（治徳義明君） 始末書とは違うか。
- 小委員（大口浩志君） また、新たなテーブルをつくるものになっても困るから削除しときます、これはな。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうしましょうや。
- 小委員長（佐藤 武君） でも、謝罪文の朗読というのは、どこでも何かあるよなあ。
- 副小委員長（岡崎達義君） あるんよ。あるんじゃないけど、謝罪文の朗読はせんわな、これ、ここが1番ひっかかったんじゃ。謝罪文の朗読。
- 小委員（大口浩志君） いや、わしはせん、と言われたら。
- 小委員長（佐藤 武君） わしはせんと言うたら、もう辞職勧告を出すよと言うて。
- 副小委員長（岡崎達義君） そういうわけにはいかん。
- 小委員（大口浩志君） 今の発言はちょっと怖い。謝罪文の朗読というのが審査会の決定事項になっとなら、謝罪をせんものじゃから辞職勧告を出すでというのは、流れとしてはちょっと怖い。
- 小委員（治徳義明君） 2号と3号は似たような話ですよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、地方自治法上にはあるんよ。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですよ。いわゆる実行しなかった場合を想定して、そうしないと、それこそ辞職勧告したけどやめなくて、法的拘束力はあるやあへんがなというのと一緒で。
- 副小委員長（岡崎達義君） ただ、地方自治法のは、一番きついのは除名処分があるから。
- 小委員長（佐藤 武君） 除名はね、はい。
- 副小委員長（岡崎達義君） やめましょう。だから、ここには除名処分はないから、謝罪文の朗読。余り法的に云々というような、はなからややこしいところはちょっとやめといたほうがいいんじゃないかなとは、私は思います。
- 小委員（治徳義明君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） 議場で陳謝の勧告というのがあるんで陳謝も、謝罪文で、もうがん

が反論されても。

○小委員（大口浩志君） それは謝罪文と言わんよ。

○小委員（治徳義明君） いやいや、あり得るね。じゃあ、要は陳謝せえというような話でしょう。2号があるから、いいんじゃないかなと思う。

○小委員長（佐藤 武君） まあね。

いいですか。

永徳委員、しっかりと謝罪してもらわにゃあ困るという意見はないですか。

○小委員（大口浩志君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） この1号の議場での注意と、議場での陳謝の勧告との言葉の違いはわかるんですけど、内容の違いはどういうことか。

○小委員長（佐藤 武君） 議場での注意というのは、いわゆる議長から直接本人に対して注意をするということじゃないんですか。それから、陳謝の勧告は、本人に対して。

○小委員（大口浩志君） 謝れということか。

○小委員長（佐藤 武君） 陳謝してくださいと。陳謝の内容までは限定しないけど、あなたが陳謝文を考えて発言してくださいということじゃないかと僕は理解しているんですが。

○副小委員長（岡崎達義君） そのとおりです。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

○小委員（大口浩志君） そういうことで結構です。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副小委員長（岡崎達義君） 次、第17条行こう、第17条は難しいよ、これは。

その前の第16条、16ページのところは、これは一緒やな、審査の結果を通知する。一緒でよろしいかということで。

○小委員長（佐藤 武君） いいですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 一緒でよろしいよね。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） ちょっとよう読んでもわからんな、難しいもんね。

○小委員長（佐藤 武君） そう、なかなか改めて指摘されたら。

○副小委員長（岡崎達義君） 考えるか、また時間があったら。

○小委員長（佐藤 武君） それで、18ページ、市との請負契約等に関する遵守事項。これもあれですね、町内会長、区長が出てきました。委託契約が入るから、町内会長は入るんですよ。

○小委員（福木京子君） これは、だから本人になるかな、配偶者へはどうするんじやろう

か。

○小委員（治徳義明君） 法律的に言ってしもうたら入る、これだけしつこく書いとるということは。

○小委員長（佐藤 武君） だから、逆にここまで厳しくしたら、やりにくくなる。

○小委員（治徳義明君） いや、この条例そのものがそこまで厳しく求めとるもんじゃねえけど。

○小委員長（佐藤 武君） いや、条例でやったら条例違反になるよ、それは。これに盛り込んだら。

○小委員（治徳義明君） だから、法的に言うたらこうなってしまうよ。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、努めるものとするだから、努力義務だから、するなって言うわけじゃないんだ、これは。こういうふうにしましょうねっていうことじゃから。

○小委員長（佐藤 武君） でも、受動的ですよ。委託契約、町内会。委託契約を結んで、行政の配布資料を配るとかということですから。努めるも何も……。

○副小委員長（岡崎達義君） 書いとるけどな、ずっと決して個人を規制していないと。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） ここが自治法をもう一步突っ込んだる場所なんでしょう。この第17条が自治法から一步踏み込んだるところなんでしょう、恐らく。自治法じゃあここまで書いとりゃあせんわな。

○小委員長（佐藤 武君） 自治法を超えての条例制定はいけんのじゃけど、本来はね。

○副小委員長（治徳義明君） そういうこっちゃな。

○小委員（永徳省二君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 第17条の最後に括弧書きとか、ただし書きして、「区、町内会を除く」と記入するのがいいかなと思いますが。

○小委員長（佐藤 武君） ただしの後は何か。

○小委員（永徳省二君） 区と町内会を除く。

○小委員（治徳義明君） 自治役員、地域役員を除くということですか。

○小委員長（佐藤 武君） 地域役員、いや……。

○副小委員長（岡崎達義君） それを言われると、また建物はNPOなんかが入っててね、やとるわけだから。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう、そういうこと。

○小委員（大口浩志君） 例外規定は1個つくと、これもこれもということになります。

○小委員（福木京子君） 孫まで。

- 小委員（大口浩志君） 孫というたら、兄弟もおえんということやな。
- 小委員（福木京子君） それはいけん、配偶者等から親族。
- 小委員（大口浩志君） 別に兄弟は同居しとらんが。
- 小委員長（佐藤 武君） 福祉施設であるとか、議員さんが多いじゃないですか。
- 小委員（福木京子君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 福木委員。
- 小委員（福木京子君） この1番下のほうに、ひとり親方として市と請負契約を結ぶことは大丈夫といった、これはどういう、ちょっと説明をして。
- 小委員長（佐藤 武君） どこですか。
- 小委員（福木京子君） 網かけの下から3行目から2行目にかけて。
- 小委員長（佐藤 武君） ああ、ひとり親方。
- 小委員（福木京子君） 同居の親族が法人の代表として市と請負契約を結ぶことはだめだが、ひとり親方として市と請負契約を結ぶことは大丈夫といった付近。
- 小委員長（佐藤 武君） いわゆる法人でもないし、会社でもないし、1人で事業をやっとる人でしょう。
- 小委員（大口浩志君） でも、それも私が自営で自動車整備とかをしとったら、それは受けるんかということです。
- 小委員（福木京子君） 受けられるのか。
- 小委員長（佐藤 武君） 自動車整備をするには届けが必要でしょう。
- 小委員（福木京子君） どう解釈してもこの……。
- 小委員（大口浩志君） だから、ひとり親方として市と請負契約というのが、そういうことだろう。
- 小委員（福木京子君） どういうことでしょうか。
- 小委員（治徳義明君） 個人は大丈夫ということですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 個人、そうそう。
- 小委員（治徳義明君） 経営をしてないということなんかな。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、例えば大工さんであるとか、1人でやっとる、会社組織じゃなくて。ただ、自動車修理とかというのは届けが必要じゃないかな、あれ。自動車整備法に基づいて。
- 小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。
- 小委員（治徳義明君） よくわからんですけど、こういうことを1人を突き詰めていきよたら、農業もだめになってくるんじゃないかと思います。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう。
- 小委員（治徳義明君） 農業も市から……。

○小委員長（佐藤 武君） ひとり親方じゃな。

○小委員（治徳義明君） 何か申請があつて、農業もしたらだめですよみたいな話に。

○副小委員長（岡崎達義君） 請負契約をしてる場合はね。

○小委員（大口浩志君） 農業の請負契約はあるのか。

○小委員（治徳義明君） いやいや、じゃあなしに、基本は市から利益供与をもらうたらいけんという話じゃろうから、拡大、拡大していつてしまったら、そんなことになってしまうみたいな。農業すら、もうしたらいけませんみたいな話になってくるんじゃないかと思います。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） それは、要するに請負契約によって、市とのずぶずぶの関係にならないよっていう話でこういう規定を置いてるんでしょう。いろいろ今までにそういうずぶずぶの関係にあったことがあるから。今でも百条で言ってるのは、そういう関係でしょう、要するに。

○小委員（治徳義明君） だから、今まで出とったからね、努める、基本的には。

○副小委員長（岡崎達義君） そうそう。だから、なるべくしないようにしましょうねと。疑われるようなことはしないようにしましょうと、李下の冠ですよ。

○小委員長（佐藤 武君） もちろんいいんですよ。いいんだけど、業務委託、委託契約というのが入るんで、大丈夫ですかと。

○副小委員長（岡崎達義君） まあ、難しいわな。

○小委員長（佐藤 武君） 物品納入契約。

もう一切きちっと線引きするという意味で、条例に盛り込みますか。

○副小委員長（岡崎達義君） 努めるものとするじゃからな、あくまで。

○小委員長（佐藤 武君） 行わないですよ。行わないよというよりも、行政はもう本当に、私はちょっと町内会長をしとったから思いがあるんだけど、行政から委託、町内会への業務委託が言ってくるわけだから、町内会は逆に言うたら、そんなもん面倒くさいからしたくないというのは本音の部分があると思いますよ。

○小委員（永徳省二君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） それかもう、法務部も条文に書かずに、解説のところに今のような話を、佐藤委員長が言われたような話を記入すればどうですか。それ出すという話です。

○小委員長（佐藤 武君） それで、その一部を除くということだろうと思うんだけど、例えばさっき私も言うた、顧問とかという形で残とられる方もおる。それから、福祉事業の分野でかわりのある議員も多い。それから、催事に関してやってる議員もいるということからすれば、これは委託契約になるんじゃないのか。じゃないかな。

- 小委員（治徳義明君） 広報紙があるんなら委託契約じゃ、あれは、違うのか。
- 小委員長（佐藤 武君） 広報紙の配布でしょう、委託契約。ただ、例えば地鎮祭の、具体的になるけど、あれも委託契約ではないか。じゃないか。
- 小委員（福木京子君） だから、あれはいけなんだ。
- 小委員長（佐藤 武君） 請負契約か。
- 小委員（永徳省二君） いや、違うでしょう。
- 小委員長（佐藤 武君） 委託でしょう、ただじゃないよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） ちょっとここだけは保留にしといて、皆さんでちょっと、もうちょっと。
- 小委員（永徳省二君） 広報と一緒にしよう。
- 小委員長（佐藤 武君） そんなことあるもんか、公金を支出するのに。それなら、うちがポケットマネーを出しとるわけないが。
- 副小委員長（岡崎達義君） ちょっとここを保留しといて、みんなでもう1回練ってもらおうや。
- 小委員長（佐藤 武君） みんなでというのは。
- 副小委員長（岡崎達義君） 皆さん1人1人で。
- 小委員長（佐藤 武君） ああ、よく考えてもらって。
- 副小委員長（岡崎達義君） よく考えてもらって。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
それなら保留にします。
大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 先ほど治徳委員の農業に関して、ぼんと石を投げていただいたんですけど、例えばこれからだったら、私が仮に桃農家だったとして、ふるさと納税用にちょっと桃を提供してくれんせえと。例えば、仮に100軒桃農家がおって、やっぱり品質もあるじゃないですか、ぶっちゃけた話。あんたのところは安心できるんじゃと、頼まれたやつはあかんということよな。さっきの理屈でいくと。米を出してくれえとか、野菜ものを出してくれえとか。というのはやったらあきまへんということよな。
- 小委員長（佐藤 武君） 多分ね。
- 小委員（大口浩志君） 基本的には。
- 小委員長（佐藤 武君） 委託の契約とか。
- 副小委員長（岡崎達義君） そういうことも関係して含んで、ちょっと保留っていう形で、みんなでもっと考えてきてもらおうか。確かにこれは難しいわ。これをやってしまうと、かなりのところで何もできんようになるよ。
- 小委員長（佐藤 武君） これも法制担当の職員に、最終的には確認させてもらいましょ

う。

○副小委員長（岡崎達義君） そうしましょう。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） それで、1つは私、逢坂副参事にお聞きしたいんじゃないけど、前の規定がありますよね。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） 倫理規程をこの中で関連させてやるっていうような方法を何か言われてたじゃないですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） ああ、それは後ろへ書いてあります。

○副小委員長（岡崎達義君） ああ、1番後ろに書いてあるの。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

○議会事務局長（元宗昭二君） 19ページの附則のところから。

○副小委員長（岡崎達義君） ああこれ、赤磐市議会議員政治倫理規程を廃止する訓令。

○議会事務局長（元宗昭二君） そう、これです。

○副小委員長（岡崎達義君） これだけでいいわけですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） これでオーケーです。

○副小委員長（岡崎達義君） これはもう、これが執行されるまではこの訓令でいけると。

○議会事務局長（元宗昭二君） いや、これですけど。

○副小委員長（岡崎達義君） これじゃない、規程でいけると。

○議会事務局長（元宗昭二君） この条例ができたなら、前の規程を廃止しなくちゃいけないので。ただし、この条例が施行される以前にあった事項については、規程が生きてますよというこれは意味合いなんです。

○副小委員長（岡崎達義君） ああ、そうなるの。

○議会事務局長（元宗昭二君） そういうことです。廃止と、それ以前のことについてあった場合については、この規程を適用しますよというのが、この廃止の訓令ということです。

○小委員長（佐藤 武君） 残してもええというて、いいんですよ。その倫理規程も残しても構わないと。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） 残してもいいんですけど、いつかの時点では廃止しないといけないので、そのタイミングが難しいから、そうするよりかは、条例を制定すると同時に今ある規定は訓令で廃止をするんだけど、その空白期間があかないように、条例制定より前に事が起こった事件については、前の規程でいきますよっていうのが、なお従前の例によるっていう言葉を使えば、することができるという法制の御意見でした。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうです。

○副小委員長（岡崎達義君） そうですか。

- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。
- 副小委員長（岡崎達義君） わかりました。
- 小委員（大口浩志君） 委員長。
- 小委員長（佐藤 武君） 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 適用部分の第5条2のやつは、第5条に規定する宣誓書の提出というところはもちろん削除して出さないと言いましたよね。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 小委員（大口浩志君） それで、ここのととは「第7以上」じゃなくて、「第7条」のミスプリですよ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） どこですか。
- 小委員（大口浩志君） 提出の後。
- 議会事務局副参事（逢坂紀美子君） 何ページですか。
- 小委員（大口浩志君） 20ページの適用区分のすぐ下。「第7以上」と書いとるんじゃけど、「第7条」の間違いですよ、これは。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。いずれにしてもこれは削除します。2項は削除しなくちゃいけないんで。
- 小委員（大口浩志君） 就業等報告も出さんと言うたかな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） いや、だからさっきも言いました第5条に規定する宣誓書の提出っていうのは削除して……。
- 小委員長（佐藤 武君） 削除、はい。
- 小委員（大口浩志君） 第7条に規定するというのは生きるでしょう、今のところ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。「以上」は第7「条」です。
- 小委員（治徳義明君） 「条」と「以上」が違っている。
- 小委員長（佐藤 武君） 7、ああ、「以上」が「条」になるわけか。
- 小委員（大口浩志君） そうそう。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それを言ったら、また方々を1度直さにやいけんからな。何カ所かありましたよね。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう、何カ所もある。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 16ページの2項のところの「速やかな公表」で、「速やかに公表しなければならない」とかね。
- 小委員長（佐藤 武君） うんうん、細かい部分でね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それはちょっともう少しかかるんで、やっぱり出てきますんで、相当見直さにやあかん。
- 小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、第17条は宿題ですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 各自宿題ですね。どういう条例にしたらいいか、もうちょっと皆さんで考えてきてほしいと思います。

次回はいつしますか。

○小委員長（佐藤 武君） 次回はいつしましょうか。

○副小委員長（岡崎達義君） 何かがあるときがいいな。そういうふうに予定ができてない。

○小委員長（佐藤 武君） 配慮はしてるんですが、なかなか事が多くて、特に岡崎委員は。

○議会事務局長（元宗昭二君） 7月の一応これが行事予定を。

○副小委員長（岡崎達義君） 何かがあるときがいいな。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、そうか、ごめんなさい。

7月13日が議会改革検討委員会が10時から。

○副小委員長（岡崎達義君） その日にしようか。早過ぎるか。

○小委員（永徳省二君） いつの間に決まったのか。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、いいですか。

○小委員（福木京子君） これは決まっとるよ。

○小委員長（佐藤 武君） これはもう議運で行事予定よ、これは。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、きょう来る。

○小委員（福木京子君） ああ、そうか。

○副小委員長（岡崎達義君） 金曜日に議運で決まったから。

○小委員（永徳省二君） 終わった後なんでしょう。出てない。

○小委員長（佐藤 武君） いや、それは永徳委員の予定は考えない。

○副小委員長（岡崎達義君） 10日にすればいいんじゃないか。

○小委員長（佐藤 武君） 7月10日が議会広報か。

○副小委員長（岡崎達義君） 広報じゃないわ、その議会改革。

そうしたら、みんな出てきとるから。

○小委員長（佐藤 武君） ですね。

7月13日でよろしいですか、月曜日。

○小委員（福木京子君） 終了後か。

○副小委員長（岡崎達義君） 終了後だな。

○小委員長（佐藤 武君） 10時から議会改革で、その後。

○副小委員長（岡崎達義君） そんなに時間はかからんでしょう、議会改革だって。

○小委員長（佐藤 武君） と思うんですけど。

○議会事務局長（元宗昭二君） ですね。多分意見書の多分集約だと。意見書というか、提案。

○副小委員長（岡崎達義君） 1時間もかからんでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） 議会改革の取りまとめ。

提案が出たのか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 提案は何件か出てます。

○副小委員長（岡崎達義君） 同じような提案じゃからね。

○議会事務局長（元宗昭二君） それの取りまとめじゃから、そんなむちゃくちゃはかからんとは思いますが。

○小委員長（佐藤 武君） それなら、13日にしましょう。

言いますよ。7月13日、10時から議会改革検討委員会があるんで、その終了後。

○議会事務局長（元宗昭二君） それなら、このときにはまだちょっとあれですね。津田さんに来てという話にはなりませんね。もうちょっと聞くことを主体のやつでしとかなないと。

○小委員長（佐藤 武君） 簡潔にしとかなとね。

○議会事務局長（元宗昭二君） ここで2時間ずっと待って、それはどうっていうのはなかなか。

○小委員長（佐藤 武君） いや、もう大体見えてきたような気はするんだけど。それでも曖昧なから、もうちょっと、もう1回詰めて。

○副小委員長（岡崎達義君） あんだけいろいろ書いてくださるとしたらね、大体のところはわかりますからね。

○議会事務局長（元宗昭二君） 最後の詰めだけは確認を入れなきゃいけないんで。

○副小委員長（岡崎達義君） そうそう、最後の詰めだけね。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、7月13日にもう1回開いて、そのときにもう集約しましょうか、簡潔に。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうですね。これを聞いて、あれを聞いてっていうのをやってもらったら、ある程度お出しして、それで文書で回答できるもの、いやいや、やっぱり口頭で皆さんに確認してもらわなきゃいけないとかというのがあれば、来ていただくような段取りも。

○副小委員長（岡崎達義君） お忙しいでしょうからね。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうなんですよ。

○小委員長（佐藤 武君） 平常業務がありますからね。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） 余り来てもらわんでもいいような形で持っていければと。

○議会事務局長（元宗昭二君） ぜひそうすれば1番いいなと思ってるんですけど。

○副小委員長（岡崎達義君） そうしましょう。

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、今の話でとりあえず執行部のほうに確認したい事項、極力委員の皆さん取りまとめておいてください。

13日の月曜日に、また倫理条例小委員会を開きますので、よろしくお願ひします。
それでは、本日はこれで閉会いたします。御苦勞さまでした。ありがとうございました。

午前11時56分 閉会